

平素は三井住友海上の火災保険をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

当社では、自然災害の発生状況を踏まえ、お客さまに一層の安心と信頼をお届けするために、商品の改定を行うとともに、保険料水準の見直しを行いました。継続契約について現契約(満期を迎えるご契約)からの主な変更点をご案内いたしますので、ご継続にあたりご確認ください。

※このチラシの内容は、2019年10月以降始期契約における商品・保険料の改定について記載したものです。今後の商品改定により、内容が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

## 1. 事故の種類(補償区分)および費用保険金区分の改定

◆「建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等」および「<sup>じょう</sup>騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為」を「破損、汚損等」に包含しました。

<事故の種類(補償区分)>

改定前
火災、落雷、破裂・爆発
風災、 <sup>ひょう</sup> 雹災、雪災
水災
水ぬれ
盗難
建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等
<sup>じょう</sup> 騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為
破損、汚損等

改定後
火災、落雷、破裂・爆発
風災、 <sup>ひょう</sup> 雹災、雪災
水災
水ぬれ
盗難
破損、汚損等

「建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等」および「<sup>じょう</sup>騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為」の事故の支払限度額は、1回の事故につき「家財保険金額限度」から「50万円限度(免責金額1万円)」に変更しました。

◆「水道管修理費用保険金」を「借用住宅修理費用保険金」に統合しました。

<費用保険金区分>

改定前
事故時諸費用保険金
地震火災費用保険金
失火見舞費用保険金
ドアロック交換費用保険金
水道管修理費用保険金
借用住宅修理費用保険金

改定後
事故時諸費用保険金
地震火災費用保険金
失火見舞費用保険金
ドアロック交換費用保険金
借用住宅修理費用保険金

「水道管修理費用」の支払限度額は、10万円から300万円に拡大しましたが、借用住宅修理費用保険金でお支払いの対象となる事故のうち、「破損、汚損等」の事故は、免責金額1万円が適用されます。

## 2. 保険の対象の明確化

◆「保険の対象とならない家財」、「破損等の事故の対象とならない家財」について普通保険約款を改定し、明確化しました。

改定前	
保険の対象とならない家財	説明
証書等	証書、帳簿、稿本、設計書、図案、その他これらに類する物をいいます。

改定後	
保険の対象とならない家財	説明
証書等	証書、帳簿、稿本、設計書、図案、 <u>ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勳章、き章、免許状</u> その他これらに類する物をいいます。 <u>ただし、印章については、保険の対象に含まず。</u>

改定前	
破損、汚損等の事故の対象とならない家財	説明
ラジコン	ラジオコントロール模型およびその付属品をいいます。
携帯電話等	携帯電話、PHS、ポケットベル、ポータブルナビゲーション等の携帯式通信機器およびこれらの付属品をいいます。

改定後	
破損、汚損等の事故の対象とならない家財	説明
<u>無人機・ラジコン</u>	<u>無人で地上・地中または水上・水中もしくは空中を運行する機械</u> およびラジオコントロール模型ならびにこれらの付属品をいいます。
携帯電話等	携帯電話、 <u>スマートフォン</u> 、PHS、ポケットベル、ポータブルナビゲーション等の携帯式通信機器およびこれらの付属品をいいます。

### 3. 個人賠償保険金の改定

高齢化社会の進行や高額賠償事故の判例の増加といった社会環境変化を踏まえ、以下のとおり改定しました。

◆支払限度額の引上げおよび日本国外の事故を補償対象としました。

改定前		改定後	
支払限度額	1回の事故につき、1億円限度	1回の事故につき、 <b>3億円限度</b>	
補償対象地域	日本国内	<b>日本国内外</b>	

◆改定前の補償に加え、日本国内で誤って線路に立ち入り、電車等を運行不能にさせてしまったことによる損害も補償対象としました(以下、「運行不能賠償補償」といいます。)

補償対象地域を「日本国内」から「日本国内外」に拡大しましたが、示談交渉サービスは日本国内の事故に限ります。また「運行不能賠償補償」についても日本国内に限ります。

### 4. 類焼損害特約の新設

◆「類焼損害特約」を新設しました。特約の概要、支払保険金は以下のとおりです。なお、この特約を保険期間の中途にセットおよび削除することはできません。

特約の概要	保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発の事故によって、近隣の建物やその収容動産に損害を与えた場合に、類焼損害保険金(注)をお支払いします。 (注)類焼先で契約している火災保険等で支払われる保険金の額を差し引いた額をお支払いします。
支払限度額	1回の事故につき、1億円限度

### 5. 損害認定限度額方式の廃止(支払限度額方式に統一)

◆現金盗難時等の支払いに適用していた損害認定限度額方式を廃止し、支払限度額方式に改定しました。

### 6. 配偶者の定義の見直し

◆配偶者の定義に同性パートナーを含めました。

### 7. 構造級別のシンプル化

◆経過措置用の構造級別として使用していた「K構造」を廃止し、「H構造」に包含しました。K構造廃止後も引き続き対象契約への経過措置は適用します。

### 8. 保険料および家財評価の改定

◆近年の事故発生状況等を踏まえ、保険料水準の見直しを行いました。

◆物価変動等を踏まえ、家財の「評価額」(保険金額設定の目安)を見直しました。  
必要に応じて、保険金額の見直しをお願いします。

【標準世帯における家財の評価額(再調達価額)の目安】(2019年10月時点)

世帯主の ご家族 年齢	25才前後	30才前後	35才前後	40才前後	45才前後	50才前後
独身世帯	300万円					
夫婦のみ	550万円	710万円	990万円	1,220万円	1,400万円	1,480万円
夫婦・子ども1人	640万円	800万円	1,080万円	1,310万円	1,490万円	1,610 <sup>(注1)</sup> 万円
夫婦・子ども2人	730万円	890万円	1,170万円	1,400万円	1,580万円	1,700 <sup>(注2)</sup> 万円

※上表は、ご家族構成および年齢に応じた標準的な所有家財を、すべて再購入する場合に必要な金額の目安です。ただし、貴金属、宝石、美術品等で1個または1組の再調達価額が30万円を超えるものは含まれておりません。

(注1)夫婦以外に、18才以上の方が1人の場合

(注2)夫婦以外に、18才以上の方が1人と18才未満の子どもが1人の場合

<(ご参考)2019年1月地震保険改定>

地震保険では、始期日が2019年1月1日以降となるご契約から、地震保険料の改定(所在地・構造によって引上げ・引下げとなる地域があります。)、地震保険割引確認資料の拡大等を行いました。

上記以外の改定内容につきましては、当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)にてご確認ください。加盟店・扱者または当社にお問合わせください。

◆「リビングFIT」は賃貸住宅居住者総合保険のペットネームです。

◆このチラシは、「リビングFIT」の概要をご説明したものです。詳しくは「重要事項のご説明」またはパンフレットをご覧ください。

## 三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館

電話受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)

※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00~19:00になります。

<https://www.ms-ins.com>